

5 情報の共有

<p>○三鷹市自治基本条例 平成 17 年 10 月 1 日条例第 17 号 改正 平成 19 年 3 月 12 日条例第 3 号</p>	<p>○多摩市自治基本条例 平成 16 年 3 月 31 日条例第 1 号 改正 平成 22 年 3 月 15 日条例第 4 号</p>	<p>○阪南市自治基本条例 平成 21 年 6 月 5 日条例第 21 号</p>	<p>○明石市自治基本条例 平成 22 年 3 月 26 日条例第 3 号</p>	<p>○流山市自治基本条例 平成 21 年 3 月 30 日条例第 1 号</p>	<p>○相生市市民参加条例 平成 16 年 3 月 24 日条例第 12 号</p>
<p><b>第 5 章 市政運営</b></p> <p>(情報公開等)</p> <p><b>第 14 条</b> 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障が、市民参加及び公正かつ民主的な市政運営の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開及び情報提供を行わなければならない。</p>	<p><b>第 3 章 情報の共有</b> (情報共有)</p> <p><b>第 17 条</b> 市議会及び市の執行機関は、保有する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民にとってわかりやすいものにしなければなりません。</p> <p>2 市議会及び市の執行機関は、市民の参画及び協働にあたって、情報が共有されるよう、必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>(情報公開)</p> <p><b>第 18 条</b> 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報の公開を総合的に推進しなければなりません。</p>	<p><b>第 8 章 情報の共有</b> (情報の収集及び活用)</p> <p><b>第 20 条</b> 議会及び執行機関は、市政の運営に必要な情報を収集し、有効に活用しなければならない。</p> <p>2 議会及び執行機関は、市民が容易に情報を得られるよう、適切な仕組みを整備しなければならない。</p> <p>(情報公開等)</p> <p><b>第 21 条</b> 議会及び執行機関は、市民の参画及び協働の実効性を確保するため、その保有する情報を、保護すべき情報を除き、速やかにかつ積極的に公開しなければならない。</p> <p>2 議会及び執行機関は、附属機関等の会議及び会議録を、保護すべき情報を除き、公開しなければならない。</p> <p>3 市民は、地域の課題を解決するため、互いにその保有する情報の共有に努めるものとする。</p> <p>4 執行機関は、前項の共有のため、必要に応じて支援しなければならない。</p> <p>5 第 1 項及び第 2 項に規定する公開の手続について必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p><b>第 3 節 情報の共有</b> (情報の共有における市長等の責務)</p> <p><b>第 21 条</b> 市長等は、市民が必要とする情報を的確に把握するとともに、市政情報を適切な時期に、適切な方法で、積極的に、分かりやすく市民に公開及び提供するなど、情報の共有を図らなければならない。</p> <p>2 市長等は、別に条例で定めるところにより、積極的に各種の情報の提供又は公表を進め、情報公開を総合的に推進していくことに努めなければならない。</p> <p>(市民から市長等への情報提供)</p> <p><b>第 23 条</b> 市民は、市長等に対して積極的に必要な情報の公開若しくは提供を求め、又は地域での情報を積極的に提供し、情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(市民同士の情報の共有)</p> <p><b>第 24 条</b> 市民は、互いに、個人情報の保護には十分配慮した上で、積極的に情報の交換を行い、情報の共有に努めるものとする。</p> <p>2 市民活動を行う者又は団体は、その活動内容を地域において積極的に公開し、情報の共有に努めるものとする。</p>	<p><b>第 3 章 情報共有と個人情報の保護</b> (知る権利)</p> <p><b>第 7 条</b> 市民等は、市及び議会が保有する情報を知る権利を有しています。</p> <p>(情報共有)</p> <p><b>第 8 条</b> 市及び議会が保有する情報は、市民等との共有物であって、市及び議会は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。</p>	

<p>(個人情報の保護)</p> <p><b>第15条</b> 市は、市民の基本的人権を守るため、個人情報の適正な保護を行うとともに、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示と適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p><b>第19条</b> 市議会及び市の執行機関は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じ、市民の基本的人権を擁護し、信頼される市政を実現しなければなりません。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p><b>第22条</b> 議会及び執行機関は、その保有する個人情報を適正に管理し、個人情報の保護を行うために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 議会及び執行機関は、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する市民の権利を明らかにしなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する措置及び権利について必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p><b>第22条</b> 市長等は、情報の共有に当たっては、別に条例で定めるところにより、市政全体において、個人情報を保護しなければならない。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p><b>第10条</b> 市及び議会は、個人に関する情報を適正に管理し、保護しなければならない。</p> <p>2 何人も市及び議会に対して、開示、訂正、削除その他の自己に関する個人情報の適正な管理のための行為を請求することができます。</p>
<p>(説明責任)</p> <p><b>第17条</b> 市長等は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p>	<p>(説明・応答責任)</p> <p><b>第20条</b> 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果たさなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、応答する責任を負うものとします。</p>	<p>(説明責任)</p> <p><b>第23条</b> 執行機関は、市政の運営に関する重要な事項の立案、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について、市民に情報の提供を行うとともに、わかりやすく説明しなければならない。</p>		<p>(説明責任)</p> <p><b>第9条</b> 市及び議会は、市政に関し、市民等に積極的に説明する責任を負うとともに、市民等の説明の求めに対して速やかに、かつ、誠実に説明する責任を負います。</p>